

四日市港管理組合公報

第914号

平成25年3月28日

木曜日

目次

告 示

- 四日市港管理組合の管理する港湾施設についての告示の一部改正 (管理課) 1
- 港湾施設の供用開始について (同) 2

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 2

告 示

四日市港管理組合告示第6号

四日市港管理組合の管理する港湾施設(昭和44年四日市港管理組合告示第6号)の一部を次のとおり改正します。

平成25年3月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

2 外かく施設のうち護岸の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

3 けい留施設のうち大型けい船岸の項中第33号を第34号とし、第2号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第1埠頭南側基部岸壁 -5.5m 60m 第1埠頭南側

4 臨港交通施設のうち臨港道路の項第85号中「132m」を「115m」に改め、同項中第86号を削り、第87号を第86号とし、第88号を第87号とする。

13 施設用地の項第6号中「20,956㎡」を「10,612㎡」に改める。

四日市港管理組合告示第7号

次の港湾施設の供用を開始します。

平成25年3月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 名 称 けい留施設 大型けい船岸 第1埠頭南側基部岸壁

2 供用開始年月日 平成25年3月28日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月28日

四日市港管理組合

監査委員 植 田 十志夫

監査委員 中 川 雅 晶

<p>監査の結果に基づいて講じた措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 241 373 1144"> <p>監査対象部局</p> </td> <td data-bbox="331 1144 373 2049"> <p>四日市港管理組合経営企画課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 241 414 1144"> <p>実施年月日</p> </td> <td data-bbox="373 1144 414 2049"> <p>平成24年11月7日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 241 456 1144"> <p>講じた措置 (処理状況)</p> </td> <td data-bbox="414 1144 1390 2049"> <p>(1) 職員の採用等について プロパー職員が有する専門的な知識や能力を港湾業務全般で活用していくことは、今後ますます重要になっていくと考えています。そうしたことから、プロパー職員の採用については、中期的な観点から職員構成や職員配置、採用のあり方について検討し、プロパー職員を増員するため、平成24年度から計画的な採用を始め、平成25年度には1名採用する予定となっています。さらに、現在、概ね10年先までの計画的採用のスケジュールの検討を行っているところです。 一方、プロパー職員の人材育成については、職員に幅広い経験を積ませるため、今までに管理課以外の所属（経営企画課など）への配置や県市への研修派遣を行ってきました。しかし、県市への研修派遣については、職員の採用ができていなかったため平成23年度から休止していましたが、平成25年度に再開することとしました。 今後も、職場内外において、人材育成を進めるとともに、管理職への登用については、能力に応じた任用に努めたいと考えています。</p> <p>(2) 委託契約業務の確認等について ポートビルの設備管理、警備及び清掃の委託業務に関しましては、日報等の業務遂行結果報告書の提出や、定期的の実施している受託業者との打合せ、さらには業務遂行現場への立会い等を通じて、業務が適切に履行されていることを確認しています。 また、管理組合の関係規則等に基づき、担当者のチェックとあわせて、必要に応じて上司による現場確認を実施しているところですが、必要に応じて日々の取組を通じて、受託業者から提供されるサービスの水準が適正であることを確認するとともに、引き続き事故防止につなげていきたいと考えています。</p> </td> </tr> </table>	<p>監査対象部局</p>	<p>四日市港管理組合経営企画課</p>	<p>実施年月日</p>	<p>平成24年11月7日</p>	<p>講じた措置 (処理状況)</p>	<p>(1) 職員の採用等について プロパー職員が有する専門的な知識や能力を港湾業務全般で活用していくことは、今後ますます重要になっていくと考えています。そうしたことから、プロパー職員の採用については、中期的な観点から職員構成や職員配置、採用のあり方について検討し、プロパー職員を増員するため、平成24年度から計画的な採用を始め、平成25年度には1名採用する予定となっています。さらに、現在、概ね10年先までの計画的採用のスケジュールの検討を行っているところです。 一方、プロパー職員の人材育成については、職員に幅広い経験を積ませるため、今までに管理課以外の所属（経営企画課など）への配置や県市への研修派遣を行ってきました。しかし、県市への研修派遣については、職員の採用ができていなかったため平成23年度から休止していましたが、平成25年度に再開することとしました。 今後も、職場内外において、人材育成を進めるとともに、管理職への登用については、能力に応じた任用に努めたいと考えています。</p> <p>(2) 委託契約業務の確認等について ポートビルの設備管理、警備及び清掃の委託業務に関しましては、日報等の業務遂行結果報告書の提出や、定期的の実施している受託業者との打合せ、さらには業務遂行現場への立会い等を通じて、業務が適切に履行されていることを確認しています。 また、管理組合の関係規則等に基づき、担当者のチェックとあわせて、必要に応じて上司による現場確認を実施しているところですが、必要に応じて日々の取組を通じて、受託業者から提供されるサービスの水準が適正であることを確認するとともに、引き続き事故防止につなげていきたいと考えています。</p>
<p>監査対象部局</p>	<p>四日市港管理組合経営企画課</p>						
<p>実施年月日</p>	<p>平成24年11月7日</p>						
<p>講じた措置 (処理状況)</p>	<p>(1) 職員の採用等について プロパー職員が有する専門的な知識や能力を港湾業務全般で活用していくことは、今後ますます重要になっていくと考えています。そうしたことから、プロパー職員の採用については、中期的な観点から職員構成や職員配置、採用のあり方について検討し、プロパー職員を増員するため、平成24年度から計画的な採用を始め、平成25年度には1名採用する予定となっています。さらに、現在、概ね10年先までの計画的採用のスケジュールの検討を行っているところです。 一方、プロパー職員の人材育成については、職員に幅広い経験を積ませるため、今までに管理課以外の所属（経営企画課など）への配置や県市への研修派遣を行ってきました。しかし、県市への研修派遣については、職員の採用ができていなかったため平成23年度から休止していましたが、平成25年度に再開することとしました。 今後も、職場内外において、人材育成を進めるとともに、管理職への登用については、能力に応じた任用に努めたいと考えています。</p> <p>(2) 委託契約業務の確認等について ポートビルの設備管理、警備及び清掃の委託業務に関しましては、日報等の業務遂行結果報告書の提出や、定期的の実施している受託業者との打合せ、さらには業務遂行現場への立会い等を通じて、業務が適切に履行されていることを確認しています。 また、管理組合の関係規則等に基づき、担当者のチェックとあわせて、必要に応じて上司による現場確認を実施しているところですが、必要に応じて日々の取組を通じて、受託業者から提供されるサービスの水準が適正であることを確認するとともに、引き続き事故防止につなげていきたいと考えています。</p>						
<p>監査の結果</p>	<p>(1) 職員の採用等について 平成24年度の四日市港管理組合の職員構成については、プロパー職員の比率が全体の約26%で他は国、三重県及び四日市市からの派遣職員である。またプロパー職員の配置は管理課が主で、総務、企画等事務方のほとんどが県・市からの派遣職員で占められている。しかし、県・市の職員は人事異動により数年で県あるいは市に戻ってしまうことを考えると、四日市港管理組合を将来にわたって継続的に支えていくプロパー職員の果たす役割は非常に重要であると考えられる。そこでプロパー職員の採用については、全体の年齢バランス等を考慮しながら、計画的に行うよう努められた。また、プロパー職員の配置については、人材育成の観点から経営企画課等にも行うとともに、管理職への登用については能力に応じた任用に努められた。</p> <p>(2) 委託契約業務の確認等について 委託業務の履行確認については、日報等を提出させるなど定期的に確認がされているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められた。</p>						

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部経営企画課
実施年月日	平成24年11月7日
講じた措置 (処理状況)	
<p>(3) 監査の結果</p> <p>(3) 工事・委託契約について 公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて、随時制度の改善を進めてきたところですが、県内地元業者の育成については、総合評価方式の評価項目に地域要件を設定するなど地元業者の受注機会の確保に努めています。また、入札情報の提供方法については、他団体の取組を参考にしながら、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	<p>(3) 工事・委託契約について 公共工事等の入札・契約制度については、三重県に準じて、随時制度の改善を進めてきたところですが、県内地元業者の育成については、総合評価方式の評価項目に地域要件を設定するなど地元業者の受注機会の確保に努めています。また、入札情報の提供方法については、他団体の取組を参考にしながら、より効果的な方法を検討してまいります。</p>
<p>(4) 関係団体の負担金について 平成23年度には、港湾関係機関との連絡調整、情報収集のため、総額約147万円の各種負担金を支出している。これは団体等が持つ様々な情報やノウハウを活用するためであるが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、その必要性及び負担金額の妥当性についてチェックされたい。</p>	<p>(4) 関係団体の負担金について 港湾関係機関等との連携強化、情報収集、研修会への参加など、各団体の様々な情報やノウハウを港湾行政の運営に活用するため、当該団体に加わっているところですが、加入の必要性や効果については、毎年度の予算の編成時に検討をしておき、今後も行っていくと考えます。</p>
<p>(5) 組織における危機管理について 管理組合での正規職員2人態勢で事務を執行している少数所属において、病気になるいは事故等により欠員が生じた場合の対応について、検討されたい。</p>	<p>(5) 組織における危機管理について 管理組合内には正規職員が所属長と担当1名の、合計2名の少数所属が2所属あります。 こうした所属の職員に病気になるいは事故等で欠員が生じた場合の対応については、当該所属とも協議しながら検討したいと考えます。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部経営企画課
実施年月日	平成24年11月7日
講じた措置	(処理状況)
<p>監査の結果</p> <p>(6) 財産管理について 管理組合所有の土地、建物及び借受財産管理については、実査による確認と上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底し、適正な財産管理に努めるとともに、行政・普通財産の財産区分についても、区分の検討に努められたい。</p>	<p>(6) 財産管理について 管理組合所有の土地、建物などについては、必要に応じて実査による確認も行っているところですが、今後とも実査も含めたチェックを怠ることなく、財産区分の確認にも努めながら、適正に財産管理を行っていきます（財産台帳の計画的なチェックについても、検討していきます）。</p>
<p>(7) 貸事務所の空き部屋対策について テナント入居率の向上を図ることは、自主財源の確保に資するものである。ポートビルでは、現在3～6階を事務所として貸し出しているが、貸事務所については、現在5部屋の空き部屋がある状態である。空き部屋対策については、組合ホームページ、あるいは四日市港ニュースに掲載するなど、勧誘に努めているところではあるが、他の課に協力依頼を求めるなど、全庁的にPR、入居勧誘を働きかけることで、空き部屋が解消されるよう努められたい。</p>	<p>(7) 貸事務所 of 空き部屋対策について 組合ホームページ、あるいは四日市港ニュースに掲載するなど、引き続きPRに努めるとともに、ご指摘いただいたとおり、他の課へも協力依頼を求めていきたいと考えています。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部振興課	実施年月日	平成24年11月8日
監査の結果	<p>(1) ポートセールス等の貨物集荷について 貨物集荷のために従来から国内・国外へのポートセールス等に取り組んできているが、平成23年は中国（赤湾）等新たに3航路が開設されるなど航路サービスが拡充されたことにより、外資コンテナ取扱貨物量は172,050TEUと過去最高を記録する結果となった。しかしながら、昨年3月11日に発生した東日本大震災や円高、あるいは日中間における政治緊張の影響など平成24年以降の四日市港を取り巻く環境は依然厳しい状況となることが予想される。そのような中、集荷対策への取り組みの重要性はこれ以上に増すものと考えられる。</p> <p>そのため、従来から実施している各種セミナーや説明会の開催等ポートセールス活動については、今までの活動の自身を分析し、また県市と連携をとりながら引き続き取り組まれるとともに、職員の異動や配置に意を配し、荷主等関係企業への対応が継続的に行われるよう検討されたい。</p> <p>特に「グリーン物流促進補助制度」については、平成23年度は円高やタイの洪水等の外部要因が大きく影響したことにより、認定に対する補助執行率が6割程度という結果であった。同制度は、平成20年度の制度開始から4年が経過しているところであり、この機会に荷主企業等が制度をより良く活用してもらえよう、制度の仕組みについて検討されたい。</p> <p>また、航路誘致補助制度について、平成23年度は実績がなかったが、平成22年3月から休止されている北米等の基幹航路の復活及び荷主等からのニーズが高い中国華北・華中航路の新規開拓に向け船会社等への積極的な働きかけに引き続き取り組まれた。</p>	<p>実施年月日</p> <p>平成24年11月8日</p> <p>講じた措置 (処理状況)</p> <p>(1) ポートセールス等の貨物集荷について 四日市港における平成24年の外資コンテナ貨物取扱量は、過去最高を記録した前年と比較しても堅調に推移しています。これは、背後圏の産業界の多様性という四日市港を取り巻く環境だけでなく、セミナーの実施や航路誘致活動など官民挙げてのポートセールス活動の成果、グリーン物流促進補助制度の成果など様々な要因によるものと考えられます。</p> <p>職員の異動や配置に当たっては、振興課の業務が、荷主企業への対応において職員と荷主企業の担当者の信頼関係を構築したうえでそれを維持する必要があること、また、四日市港の課題や特徴を的確に把握し、その利便性等を戦略的なポートセールスに繋げていくには、高い専門性と知識が必要であることから、可能な限り意を配していきま</p> <p>す。</p> <p>「グリーン物流促進補助制度」については、平成24年度に従来から荷主企業及び港運事業者の要望の強かった年度途中での随時募集を開始しました。今後も荷主企業等の厳しい競争環境において制度の活用に資するような制度運営をしていきます。</p> <p>また、「航路誘致補助制度」に関しては、当該補助金を活用しながら誘致活動を行った結果として、今年6月に中国華北航路の就航が実現しました。航路の拡充が荷主企業の利用の鍵を握ることから、ニーズを踏まえた航路誘致に向けて、今後も船会社等への働きかけを行います。</p>	
(2) 負担金について 四日市港の利用拡大に向けた取り組みに資するため、四日市港利用促進協議会へ450万円の負担金を支出しているが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、その必要性及び負担金額の妥当性についてチェックされたい。	(2) 負担金について 四日市港利用促進協議会については、官民一体のポートセールス団体としてその活動が評価されているところですが、その活動内容と活動成果が負担金の額に見合うものになっているかについて精査してまいります。		

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部振興課
実施年月日	平成24年11月8日
講じた措置 (処理状況)	
<p>(3) 委託契約業務の確認等について 展望展示室の運営に係る委託業務の履行確認については、出勤の確認「日報」「退勤時の業務報告」などで定期的な確認がされているところであるが、引続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。</p>	<p>(3) 委託契約業務の確認等について 運営に係る委託業務の履行確認については、「出勤確認」「日報」「退勤時の業務報告」などで定期的に行うほか、振興課職員による視察対応時のアテンドなど不定期のチェックを機能させることで、一定の牽制にも努めているところである。今後も委託業務の品質の担保や事故防止に向け業務内容の確認に意を配っていきます。</p>
<p>(4) 親しまれる港づくりについて 親しまれる港づくりの取り組みについては、来港者に対する展望展示室での案内及びクリスマスコンサート等イベントの開催、港まつりやみなと講座等様々な活動を展開しているところであるが、展望展示室の社会見学に係るアンケートの活用等により、さらなるPR活動に取り組みられるとともに、各種イベントについても検討に努められたい。また各種パンフレットについても、工夫に努められたい。</p>	<p>(4) 親しまれる港づくりについて 展望展示室への社会見学者来訪者に関しては、アンケート実施のほか、今年度から「ポルテくんからの手紙」を送付するなどして、リピーターの確保と集客イベントの開催に努めているところである。また、パンフレット類についても、内容等について、より一層創意工夫を図ること、港に触れる機会の創出に取り組みしていきます。</p>
<p>(5) 客船の誘致について 平成23年5月に設立された「四日市港客船誘致協議会」により、客船の歓迎訪船等が行われているが、客船誘致は四日市港にとつてのメリットは大きく、引き続き積極的に取り組みられたい。</p>	<p>(5) 客船の誘致について 客船の寄港に際しては、多くの県民・市民が船内見学等のために四日市港を訪れ、壮大な海と巨大な海と豪華なクルーズ客船に魅了されています。また、関東を中心とした県外からの乗船客の来港も多く見込めることから、地場産品や観光地等、当地域の魅力をPRする絶好の機会と捉えており、今後も引き続き客船の誘致に向け取り組みっていきます。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部管理課	実施年月日	平成24年11月7日
<p>監査の結果</p>			
<p>(1) マリーナ仮営業施設について 長年課題となっているマリーナ仮営業施設については、平成21年12月に水域及び港湾施設明渡等請求訴訟を提起しており、平成24年9月には名古屋高等裁判所より伊勢湾マリーナの控訴が棄却されたが、相手方が判決を不服とし名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出している状況である。 今後もし引き続き四日市市上下水道局と十分な連携・協議のうえ、解決を図るとともに、判決後の対応についても速やかに対処できるように検討を進められたい。</p>		<p>(1) マリーナ仮営業施設について 伊勢湾マリーナ仮営業施設については、平成24年9月18日に名古屋高等裁判所で判決が下され、伊勢湾マリーナの控訴が棄却されました。同社は、平成24年10月2日、この判決を不服とし、名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出しました。 今後、四日市市と緊密に連携を取りながら、無許可占有の状況を早期に解消するために裁判に臨むとともに、判決確定後、速やかに対処できるよう、検討・準備を進めます。</p>	
<p>(2) 委託契約業務の確認等について 委託業務の履行確認については、担当者が定期的に現場確認等を行いチェックしており所属長の抽出検査も実施されるところであるが、引き続きマニュアル等チェック体制を徹底すること、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。</p>		<p>(2) 委託契約業務の確認等について 特命随意契約業務を含む全ての委託契約業務については、担当者が定期的に現場確認や書類審査等を行い、仕様書に基づき適正に行われているかどうかをチェックしており、所属長・上司による抽出検査も実施しているところである。 当該チェックはマニュアルに基づき行っていますが、これまで以上に上司・担当間のチェック体制を徹底させ、業務の更なる改善に努めるとともに、事故の防止に努めていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部管理課
実施年月日	平成24年11月7日
<p>監査の結果</p> <p>(3) 港湾施設使用料等の改定について 港湾施設使用料等の改定については、原価計算も考慮しつつ平成22年度は現状維持としたところであるが、引き続き今後も、他港の使用料も勘案しつつ、全庁的に港湾振興に効果的な使用料価格等の検討に取り組みたい。</p>	<p>講じた措置 (処理状況)</p> <p>(3) 港湾施設使用料等の改定について 港湾施設使用料につきましては、定期的（概ね3年周期）に見直しを行い、必要に応じ改定しています。 当該見直しにつきましては、港湾施設の適切な管理運営を行うことによる良質な施設の提供を行うため、原価回収や当組合の経営の健全性の維持のための事業報酬の確保や他港の状況を踏まえた施設使用者のコスト競争力の維持の観点から、行っています。 その結果、前回の見直しでは使用料を据え置くこととなりましたが、今後、維持管理方法の工夫等によるライフサイクルコスト（原価）の抑制を通じた使用料低減への取組とともに、次回の見直しにおいては、引き続き、港湾競争力向上・港湾振興のため、経営の健全性を維持しつつ、効果的な使用料の設定に向けて取り組みます。</p>
<p>(4) 放置艇について 四日市港において、現在300強の放置艇があり、災害が起こった際には2次災害を引き起こす可能性がある。放置艇の問題については、早期に着手しないと将来的に解決が難しくなることから、国及び関係団体等と連携しながら、解決に向け全庁的に検討されたい。</p>	<p>(4) 放置艇について 四日市港管理組合では、放置艇による港内航行安全等への悪影響や災害の発生等を防止する観点から、毎日巡視を行い監視するとともに、危険な係留状態にある船舶については、海上保安部とともに安全指導等を行っています。 また、平成23年度の港湾計画改訂において、港内にあるプレジャーボートを適切な係留場所に集約させるため、富双地区に小型船だまり計画を位置付けしました。 今後、プレジャーボート等の係留施設の整備、「放置等禁止区域」の指定等について、国及び関係団体等と連携しながら、解決に向けた検討を行っていきたいと考えています。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

<p>監査対象部局</p>	<p>四日市港管理組合伊勢湾連携プロジェクト</p>	<p>実施年月日</p>	<p>平成24年11月7日</p>
<p>監査の結果</p>		<p>講じた措置 (処理状況)</p>	
<p>(1) 特例港湾運営会社の指定について 伊勢湾連携プロジェクトにおいては、平成23年4月の港湾法一部改正により、平成26年9月までに四日市港において特例港湾運営会社の指定の申請を行うよう取り組んでいるところである。スケジュール以外でも作業の進捗については困難が想定されるところであるが、引き続き事業の推進に取り組みたい。</p>		<p>(1) 特例港湾運営会社の指定について 特例港湾運営会社の指定を受けられるよう、関係者の意見を聞きながら、新会社の設立等、対応策の検討を進めています。 引き続き、関係者の合意形成を図りながら、期限までに特例港湾運営会社の申請が行えるよう取り組みます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置		実施年月日	平成24年11月8日
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部整備課	講じた措置 (処理状況)	
監査の結果			
(1) 事業の明許繰越について 港湾整備は大規模、長期にわたる事業となり、国との協議、技術審査など関係機関との調整等に時間を要するものが多いことなど、やむを得ない面があるものの、計画的な事業執行を行うことにより、できる限り繰越事業の抑制に努められたい。	(1) 事業の明許繰越について 今後も、関係機関との調整、連携を図るとともに、大規模・長期にわたる事業については、適正かつ計画的に事業を執行し、繰越事業の低減に努めます。		
(2) 委託契約業務の確認等について 工事請負、委託業務の履行確認については、担当者がマニュアル等で実査、確認を実施し、重要な場合には上司の立会いも実施されているところであるが、引き続きマニュアル等チェックポイント管理の徹底、また上司による牽制も含めたダブルチェック体制を徹底することで、委託業務の品質の担保や事故の防止に努められたい。	(2) 委託契約業務の確認等について 工事請負、委託業務の履行確認については、担当者がマニュアル等に基づき実査、確認を行っていますが、重要な段階確認を行う場合には、上司の立会いも実施するなど、業務の品質の担保や事故の防止に努めています。		

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部局	四日市港管理組合経営企画部整備課
実施年月日	平成24年11月8日
講じた措置 (処理状況)	
<p>(3) 防災・減災対策について 東海、東南海、南海地震による津波の発生が懸念される中、防潮扉については、その津波時における全ての防潮扉の開閉等について、地元自治会等と津波協定を締結したところである。自助・共助の点から、この協定は重要であるが、一方で地元住民の方に過剰な負担がかからないよう検討に努められたい。また、管理組合では、平成23年度に公共の係留施設及び橋梁等の77施設を対象にした維持管理計画書を策定されたところであるが、今後は同計画書を踏まえ、優先順位を付けて計画的に修繕等の整備を進められたい。</p>	<p>(3) 防災・減災対策について 津波協定を締結した地元自治会等に対しては、協議の上、開閉頻度の少ない防潮扉を常閉・壁化するなど、過剰な負担がかからないよう検討いたします。また、維持管理計画については、計画的に修繕等の整備を進めます。</p>
<p>(4) 関係団体の負担金について 平成23年度には、防災・環境関係団体へ、総額約72万円の各種負担金を支出している。これは団体等が持つ様々な情報やノウハウを活用するためであるが、負担金を払う以上、その効果などを毎年検証し、その必要性及び負担金額の妥当性にについてチェックされたい。</p>	<p>(4) 関係団体の負担金について 各種負担金については、加入の必要性や効果について確認を行い、今後も必要に応じて見直しを検討いたします。</p>
<p>(5) 浚渫士の処分について 現在浚渫した土砂は石原地区に投入されているところであるが、長期的な視点のもとに今後の浚渫士の処分先を検討されたい。</p>	<p>(5) 浚渫士の処分について 将来的な浚渫士の処分地の確保に向けて、これまでも組合内部の組織横断的なワーキンググループ等で検討を行ってきたところですが、長期的な浚渫士の処分方法について、今後も引き続き検討を進めます。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置	
監査対象部署	四日市港管理組合出納室
実施年月日	平成24年11月8日
講じた措置 (処理状況)	
<p>監査の結果</p> <p>(1) 資金運用について 管理組合の資金管理については、法令、規則に従い、正確かつ適正な処理を行い、あわせてペイオフ対策への対応なども適切に実践されているところであるが、今後も引き続き適切な資金管理に努められるとともに、より高い運用益の回収や、日常資金残高極小化への取り組みなど、さらに効果的効率的な資金運用について研究されたい。</p>	<p>(1) 資金運用について 「四日市港管理組合資金運用方針」に基づき、歳計現金及び基金それぞれ資金全体の元本確保を最優先とし、ペイオフ対策に対する適切な運用に努め、歳計現金は支払準備金に、基金は将来の取崩計画に支障のないよう、流動性の確保に努めています。 今後、安全性をより重視しながら、効果的効率的な運用に努めてまいります。</p>
<p>(2) 物品の管理について 5万円以上の備品については、備品台帳により管理され、年1回出納室による会計実地検査を行っているところであるが、平成23年度には「物品管理状況一覧表」を各課で作成するようにしたところである。今後、引き続き盗難紛失等の事故を未然に防ぐため、現物の実査による確認、抽出実査など上司による牽制等管理体制の強化に努められたい。特に現物確認においては、員数の確認に留まらず、利用状況、安全状況、品質状況についても確認するよう努められたい。</p>	<p>(2) 物品の管理について 平成23年度から「物品管理状況一覧表」を各課で作成し、出納室が行う年一回の「実地検査」前に所属長が自己検査を行うようになりました。実地検査においては、出納室が各課で自己検査の実施状況を確認するとともに、「物品管理状況一覧表」から抽出した数件の物品についての現物確認や物品状況の聞き取り等を行っています。引き続き各課へは、適正な物品管理に努めるように周知を図り、盗難紛失等の事故がないよう注意を払ってまいります。</p>
<p>(3) 会計事務体制の強化について 出納室の現在の体制は正規職員2人と臨時職員1人であるが、この体制で支出等の事務を全てチェックするのは困難だと推測される。そのため、支出等の事務については原課においてチェック機能を働かせる必要があるが、職員において当該会計事務知識の低下が見受けられるため、出納室主導のもと会計知識を習得する研修等の開催に努められたい。</p>	<p>(3) 会計事務体制の強化について 平成24年度中に、各課の会計職員及び業務補助職員等を対象とした「会計事務研修」を実施し、会計事務に携わる職員の知識向上に努めます。 今後は、各課の出納員及び会計職員等を対象とした「研修や意見交換会等」を開催し、更なる会計知識の向上に努めてまいります。 また、出納室職員も、三重県出納局が実施する研修等に参加し、情報収集及び会計知識の向上に努力いたします。</p>

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合議会事務局	実施年月日	平成24年11月7日
<p>講じた措置 (処理状況)</p>			
<p>(1) 事務局の充実について 三重県議会や四日市市議会の議会改革の流れを受けて、四日市港管理組合議会においても、平成22年1月から議員報酬を月額から日額に変更するなど議会活動の充実や改善に向けた取り組みが進められている。 今後も、時代の流れを踏まえて、議員活動がより一層効率的・効果的に行われるよう、県議会・市議会はもとより港灣を管理する他の一部事務組合議会の情報収集の積極的な参加に努められたい。</p>		<p>(1) 事務局の充実について 管理組合議会では、議会活動の充実や改善に向けた取組を進めてきており、事務局としては今後も引き続き、県・市それぞれの議会との連絡を緊密にするとともに、港灣を管理する他の一部事務組合議会の情報収集を行いながら、議会活動の一層の充実に取り組みます。 また、平成24年度は全国都道府県議会議長会主催の「第179回全国都道府県議会議事事務局職員研修会」に参加するなど、専門知識の修得に努めたところですが、今後も様々な機会を通じて、職員の専門知識の向上を図ります。</p>	
<p>(2) 海外視察調査等について 議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意されたいとともに、今後の航路誘致等に後押しできるような調査先の選定についても検討されたい。</p>		<p>(2) 海外視察調査等について 議員による海外視察調査等については、今後も引き続き、費用に見合う十分な成果を発揮できるよう効率的な調査や行程等に留意し、その調査研究活動がさらに充実されるよう事務局としてサポートしていきます。また、調査先の選定についても、常日頃から組合内外からの情報収集に努め、四港での議員活動、あるいは今後の議員活動に資するよう調査先の検討に努めます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合監査委員事務局	実施年月日	平成24年11月7日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 事務局の充実について 事務局は監査委員の指揮の下で、主に毎月の例月出納検査のほか、毎年度、各課の予備監査・定期監査とそれらの総括となる決算審査等、監査委員による監査の事務補助を行うことが大きな使命である。今後とも研修等への積極的な参加により、必要な知識の修得に努めるとともに、特に県・市の監査動向のほか、行政に関する新聞報道等についても、日頃から情報の収集に努められたい。</p>		<p>(1) 事務局の充実について 県・市の事務局との緊密な連絡、他の自治体の情報収集を行うなど、常に最新の監査動向の把握に努め、年間執行計画に基づく例月出納検査、予備監査、定期監査、決算審査などの監査がより充実したものであるような取組を進めます。 また、平成24年度は研修の一環として、日本経営協会主催の「地方自治監査業務の効率的な処理業務」及び全監連主催の「第63回全都道府県監査委員協議会連合講習会」に参加し職員の専門知識の向上に努めたところですが、今後も様々な機会を通じて、職員の専門知識の向上や監査業務の理論や実務の習得を図ります。</p>	

<p>購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)</p>	<p>平成25年 3 月28日発行 四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1 (電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6) 四 日 市 港 管 理 組 合</p>